平成２９年９月６日提出

今治市議会定例会（第４回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

番　号	件　　名	ページ
議案82	平成29年度　今治市一般会計補正予算（第２号）	別　冊
議案83	平成29年度　今治市公共下水道事業会計補正予算（第１号）	〃
議案84	今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	1
議案85	今治市しまなみの駅御島条例の一部を改正する条例制定について	7
議案86	今治市玉川龍岡活性化センター条例の一部を改正する条例制定について	15
議案87	今治市緊急防災情報伝達システム整備事業の内同報系防災行政無線設備	21
	設置工事請負契約の締結について	
議案88	財産の取得について（塵芥車）	23
議案89	財産の取得について（コンテナ用リフト）	27
議案90	新たに生じた土地の確認について（岡村港道路用地）	31
議案91	字の区域の変更について（岡村港道路用地）	35
議案92	平成28年度今治市水道事業決算の認定について	39
議案93	平成28年度今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	41
議案94	平成28年度今治市工業用水道事業決算の認定について	43
議案95	平成28年度今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	45
議案96	平成28年度今治市公共下水道事業決算の認定について	47
報告８	専決処分について	49

	・損害賠償額の決定及び和解について	51
	・和解について	53
	・損害賠償額の決定及び和解について	55
	・損害賠償額の決定及び和解について	57
	・損害賠償額の決定及び和解について	59
報告９	公営企業資金不足比率について	61

議会第４回議案第84号

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

今治市いじめ防止対策委員会を設置しようとするもの。

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

今治市いじめ防止対策委員会	いじめの防止及びいじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する重大事態に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	５人	２年

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年11月１日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱される今治市いじめ防止対策委員会の委員の任期は、改正後の今治市執行機関の附属機関設置条例の規定にかかわらず、平成32年４月30日までとする。

「参　考」

今治市執行機関の附属機関設置条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表（第２条、第３条、第５条関係）					別表（第２条、第３条、第５条関係）				
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	２年	教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	２年
	今治市図書館運営審議会	今治市立図書館の運営に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	15人	２年		今治市図書館運営審議会	今治市立図書館の運営に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	15人	２年
	今治市いじめ防止対策委員	いじめの防止及びいじめ防止対策推進法第	５人	２年		――	――	――	――

		会	28条第１項に規定する重大事態に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項							

議会第４回議案第85号

今治市しまなみの駅御島条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

しまなみの駅御島の管理方法を改めようとするもの。

今治市しまなみの駅御島条例の一部を改正する条例

今治市しまなみの駅御島条例（平成17年今治市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、第３項及び第８項」を「及び第３項」に改める。

第４条を削る。

第５条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第１項中「前条第１号に規定する特産品販売所、同条第２号に規定する実習室及び同条第５号に規定するシャワー室」を「実習室」に改め、同条第２項を削り、同条を第４条とする。

第６条中「前条第１項」を「前条」に改め、同条を第５条とする。

第７条を第６条とし、第８条を第７条とする。

第９条第１項第３号中「第７条各号」を「第６条各号」に改め、同条を第８条とする。

第10条、第11条及び第12条を削る。

第13条を第９条とし、第13条の２を第10条とし、第13条の３を第11条とし、第13条の４を削り、第14条を第12条とし、第15条を削り、第16条を第13条とする。

附則第６項中「第13条の２」を「第10条」に、「第５条第１項、第６条、第７条及び第９条」を「第４条、第５条、第６条及び第８条」に改める。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の今治市しまなみの駅御島条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

「参　考」

今治市しまなみの駅御島条例改正条項新旧対照表

新	旧
（目的） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第１項及び第３項　　の規定に基づき、しまなみの駅御島の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （使用の許可） 第４条　実習室　　を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 （管理上の条件）	（目的） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第１項、第３項及び第８項の規定に基づき、しまなみの駅御島の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （施設等） 第４条　御島の施設等は、次に掲げるとおりとする。 （１）　特産品販売所 （２）　実習室 （３）　観光情報提供コーナー （４）　休憩室 （５）　シャワー室 （特産品販売所、実習室及びシャワー室の使用の許可） 第５条　前条第１号に規定する特産品販売所、同条第２号に規定する実習室及び同条第５号に規定するシャワー室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 ２　特産品販売所の使用は、地域特産品を生産し、かつ、地域特産品の販売ができると認められるものに限る。 （管理上の条件）

第５条　市長は、前条　　の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。	第６条　市長は、前条第１項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。
（使用許可の制限）	（使用許可の制限）
第６条　略	第７条　略
（使用許可の譲渡等の禁止）	（使用許可の譲渡等の禁止）
第７条　略	第８条　略
（使用許可の取消し等）	（使用許可の取消し等）
第８条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくはその使用若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。	第９条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくはその使用若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。
（１）　略	（１）　略
（２）　略	（２）　略
（３）　第６条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。	（３）　第７条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。
（４）　略	（４）　略
２　略	２　略
	（使用料の納付）
	第10条　使用者は、特産品販売所にあっては別表に定める使用料を翌月の10日までに、シャワー室にあっては同表に定める使用料を使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
	（使用料の減免）
	第11条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
	（使用料の不還付）
	第12条　即納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で使用できな

	かったときは、その全部又は一部を還付することができる。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第９条　略	第13条　略
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第10条　略	第13条の２　略
（指定管理者が行う業務）	（指定管理者が行う業務）
第11条　略	第13条の３　略
	（利用料金）
	第13条の４　指定管理者は、御島の利用者から当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。
	２　利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
	３　利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内とする。
	４　利用料金は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
（過料）	（過料）
第12条　略	第14条　略
	第15条　市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。
（委任）	（委任）
第13条　略	第16条　略
附　則	附　則
１～５　略	１～５　略
（読替規定）	（読替規定）

改正前	改正後
６　第10条の規定により御島の管理を指定管理者に行わせた場合において、第４条、第５条、第６条及び第８条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用する。	６　第13条の２の規定により御島の管理を指定管理者に行わせた場合において、第５条第１項、第６条、第７条及び第９条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用する。
	別表（第10条関係） 施設使用料

区分		使用料
特産品販売所	加工品	販売額の16％
	非加工品	販売額の６％
シャワー室	30分までごとに	200円

議会第４回議案第86号

今治市玉川龍岡活性化センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

玉川龍岡活性化センターの管理方法を改めようとするもの。

今治市玉川龍岡活性化センター条例の一部を改正する条例

今治市玉川龍岡活性化センター条例（平成17年今治市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を削り、同条第２項を削る。

第８条中「特産品販売所の使用者は、別表第１に掲げる商品販売使用料を翌月の10日までに、第４条第１項第２号から第５号まで」を「第４条各号」に、「別表第２」を「別表」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。

第14条第３項中「別表第１及び別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削る。

別表第２中

「

真空パック機	大	15円／枚
	小	10円／枚
	袋持参	５円／枚

」

を削り、同表を別表とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の今治市玉川龍岡活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

「参　考」

今治市玉川龍岡活性化センター条例改正条項新旧対照表

新	旧
（使用の許可） 第４条　活性化センターで次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 （１）　略 （２）　略 （３）　略	（使用の許可） 第４条　活性化センターで次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 （１）　特産品販売所 （２）　略 （３）　略 （４）　略 （５）　真空パック機 ２　特産品販売所は、地域特産品を生産し、かつ、地域特産品の販売ができると認められる者に限り、使用を許可する。
（使用料の納付） 第８条　第４条各号に規定する各施設の使用者は、別表に掲げる使用料を使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。	（使用料の納付） 第８条　特産品販売所の使用者は、別表第１に掲げる商品販売使用料を翌月の10日までに、第４条第１項第２号から第５号までに規定する各施設の使用者は、別表第２に掲げる使用料を使用許可の際に納付しなければならない。
（利用料金） 第14条　略 ２　略 ３　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内とする。	（利用料金） 第14条　略 ２　略 ３　利用料金の額は、別表第１及び別表第２に定める額の範囲内とする。

４　略

別表　　（第８条、第14条関係）

施設名	使用区分	使用料
調理室	半日	520円
	１日	1,050円
伝統工芸品創作室	半日	520円
	１日	1,050円
老人憩いの部屋	半日	520円
	１日	1,050円

備考　伝統工芸品創作室又は老人憩いの部屋を個人で使用する場合は、無料とする。

４　略

別表第１（第８条、第14条関係）

特産品販売所使用料

種別	使用料
個人	販売額の８％
グループ	販売額の８％
製造・加工業者	販売額の10％～26.5％

別表第２（第８条、第14条関係）

施設名	使用区分	使用料
調理室	半日	520円
	１日	1,050円
伝統工芸品創作室	半日	520円
	１日	1,050円
老人憩いの部屋	半日	520円
	１日	1,050円
真空パック機	大	15円／枚
	小	10円／枚
	袋持参	５円／枚

備考　伝統工芸品創作室又は老人憩いの部屋を個人で使用する場合は、無料とする。

議会第４回議案第87号

今治市緊急防災情報伝達システム整備事業の内同報系
防災行政無線設備設置工事請負契約の締結について

今治市緊急防災情報伝達システム整備事業の内同報系防災行政無線設備設置工事施行のため、次の請負契約を締結する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　契約の目的　　今治市緊急防災情報伝達システム整備事業の内同報系防災行政無線設備設置工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
今治市緊急防災情報伝達システム整備事業の内同報系防災行政無線設備設置工事	円 1,458,000,000	今治市南大門町一丁目１番地15 四国通建株式会社 代表取締役　　阿　部　　健	契約発効の日から平成32年３月16日まで

４　仮契約締結年月日　　平成29年７月26日

「参　考」

1　工事概要

同報系防災行政無線

親局設備　　一式

遠隔制御設備　　一式

中継局設備　　一式

屋外拡声子局設備　　一式

2　入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
四　国　通　建（株）	円 1,458,000,000
電　気　興　業（株）	1,479,600,000

区　　分	金　　額
予定価格	円 1,518,663,600
調査基準価格	1,412,660,880

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第４回議案第88号

財産の取得について（塵芥車）

次のとおり塵芥車を購入する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　品名、規格及び数量　　塵芥車（3.5ｔ、圧縮式、150馬力、4,009Ｌ、６速ＭＴ、荷箱容量8.4㎥）　４台

２　購入の目的　　一般廃棄物の運搬用

３　購入方法、購入金額及び購入の相手方

区　　分	購入方法	購入金額	購入の相手方
塵芥車	指名競争入札	円 36,201,600	松山市高岡町342番地 愛媛日野自動車株式会社 代表取締役　　小　掠　　繁

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（８）　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

「参　考」

塵芥車入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
愛　媛　日　野　自　動　車（株）	円 36,201,600
いすゞ自動車中国四国（株）	入 札 無 効
愛　媛　ト　ヨ　タ　自　動　車（株）	40,656,804
三菱ふそうトラック・バス（株）	36,506,240

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第４回議案第89号

財産の取得について（コンテナ用リフト）

次のとおりコンテナ用リフトを購入する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　品名、規格及び数量　　コンテナ用リフト（スプレッダ仕様、４段積み30,500kg）　１台

２　購入の目的　　今治港におけるコンテナ荷役作業用リフトの更新

３　購入方法、購入金額及び購入の相手方

区　　分	購入方法	購入金額	購入の相手方
コンテナ用リフト	指名競争入札	円 75,384,000	東温市南方2260番地６ ユニキャリア株式会社 四国支社中予支店 支店長　　古　田　耕　二

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（８）　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

「参　考」

コンテナ用リフト入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
ユ ニ キ ャ リ ア（株）	円 75,384,000
ニチユＭＨＩ四国（株）	77,760,000

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第４回議案第90号

新たに生じた土地の確認について（岡村港道路用地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市関前岡村甲２の５、甲５の１、甲７、甲12の７、甲12の10、甲12の12、甲12の13、甲12の15、甲18の２、甲18の３、甲37の２から37の４まで、甲697の２及び甲697の20の地先公有水面埋立地275.19平方メートルは、今治市の地域であることを確認する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（あらたに生じた土地の確認）

第９条の５　市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

「参 考」

公有水面埋立箇所図

1　埋立免許　平成 25 年 5 月 31 日　今治市指令港建第 3 号

2　埋立権者　愛媛県

3　埋立場所　今治市関前岡村甲 5 番 1 前面道路から同 37 番 4 前面道路までの地先公有水面

4　埋立面積　275.19 平方メートル

5　竣功認可　平成 29 年 7 月 13 日　今治市指令農港建第 2 号

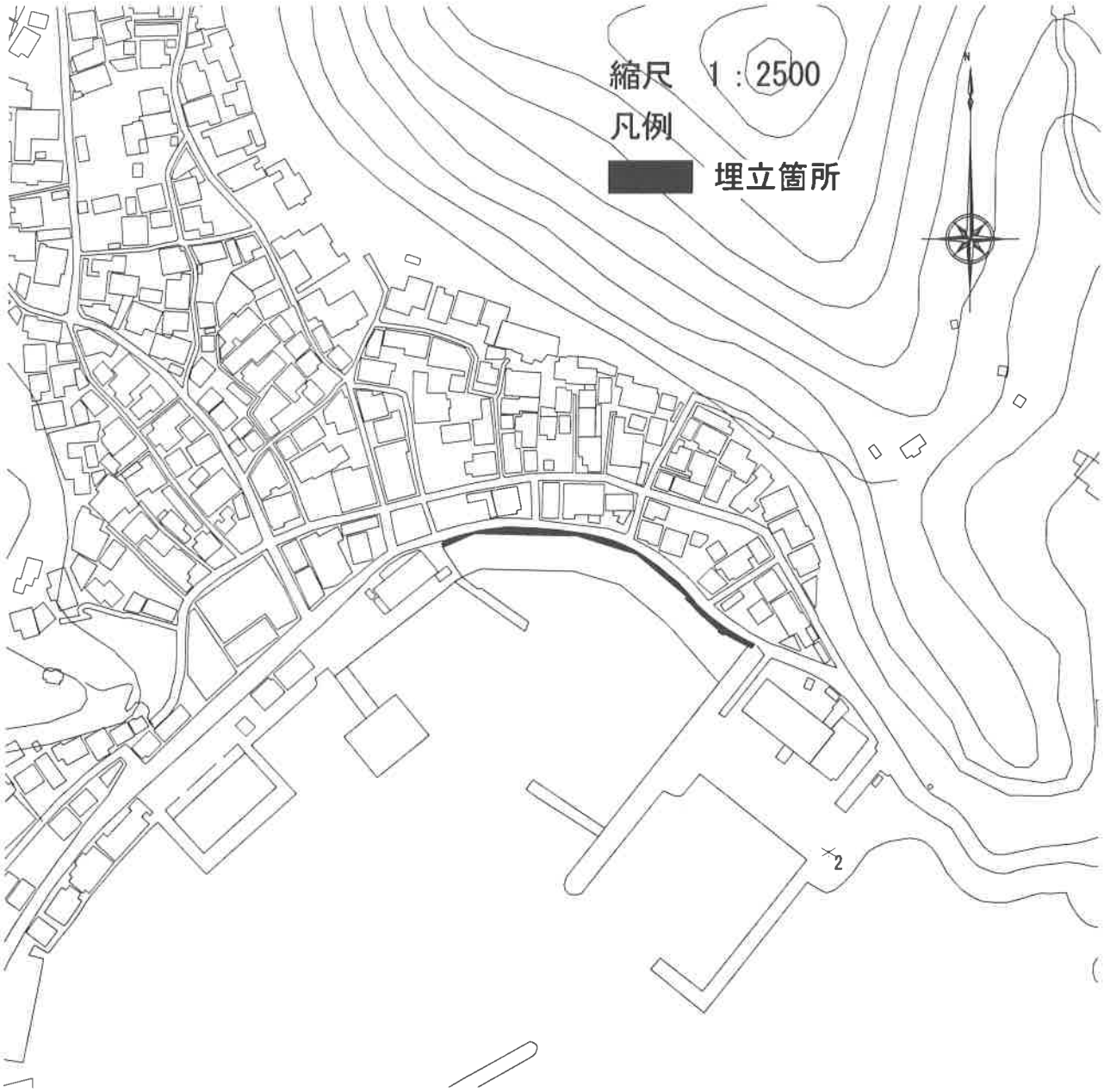

「参 考」

地　籍　図

凡 例

埋立箇所

縮　尺　1：1000

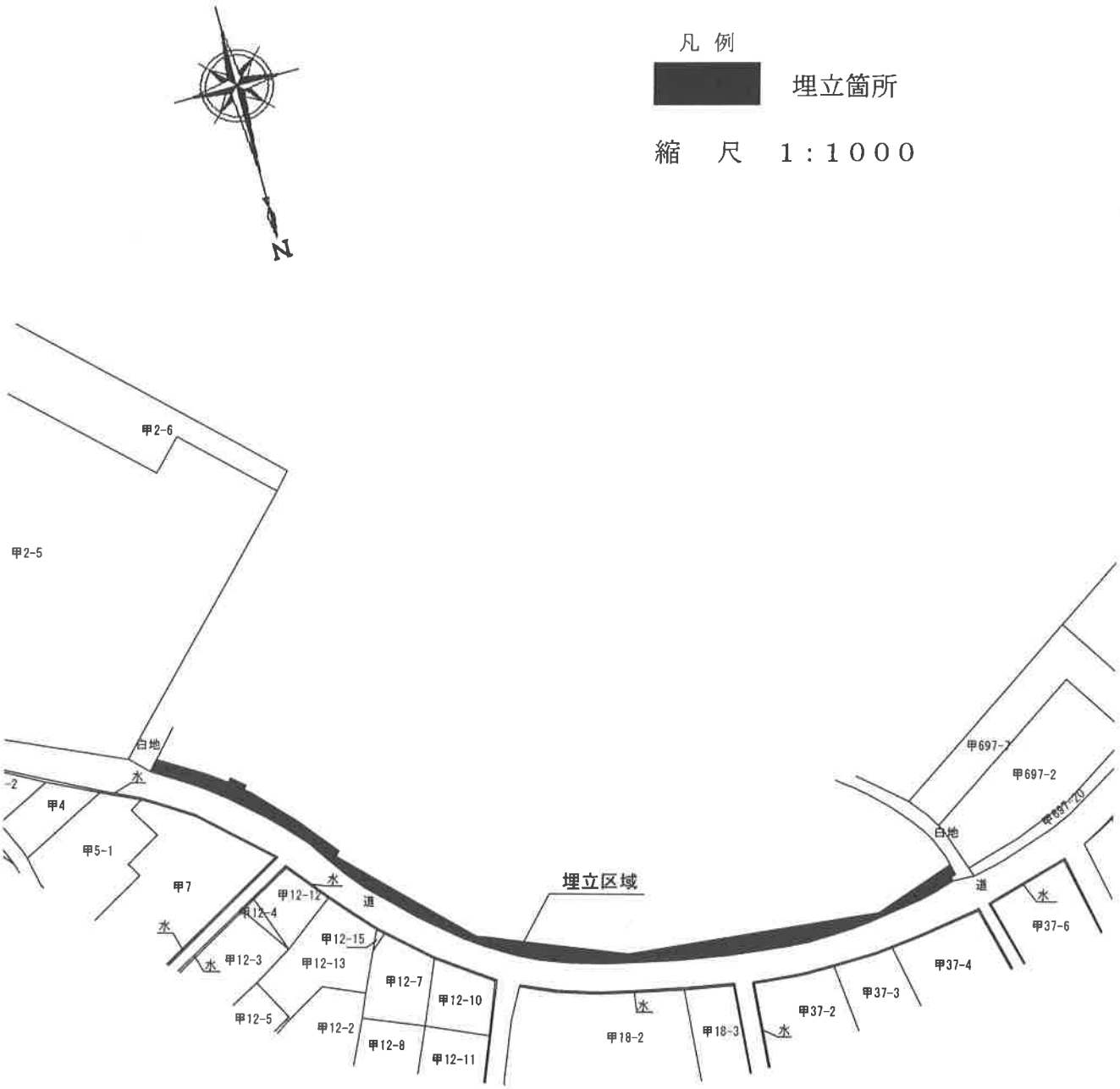

議会第４回議案第91号

字の区域の変更について（岡村港道路用地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、次のとおり字の区域を変更するものとする。

上記の処分は、今治市長の行う告示の日から効力を生ずる。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　　域	面　　積 （平方メートル）
関前岡村	今治市関前岡村甲２の５、甲５の１、甲７、甲12の７、甲12の10、甲12の12、甲12の13、甲12の15、甲18の２、甲18の３、甲37の２から37の４まで、甲697の２及び甲697の20の地先公有水面埋立地	275.19

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条　市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

２　前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

３　第１項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

「参 考」

公有水面埋立箇所図

1　埋立免許　平成25年5月31日　今治市指令港建第3号

2　埋立権者　愛媛県

3　埋立場所　今治市関前岡村甲5番1前面道路から同37番4前面道路までの地先公有水面

4　埋立面積　275.19平方メートル

5　竣功認可　平成29年7月13日　今治市指令農港建第2号

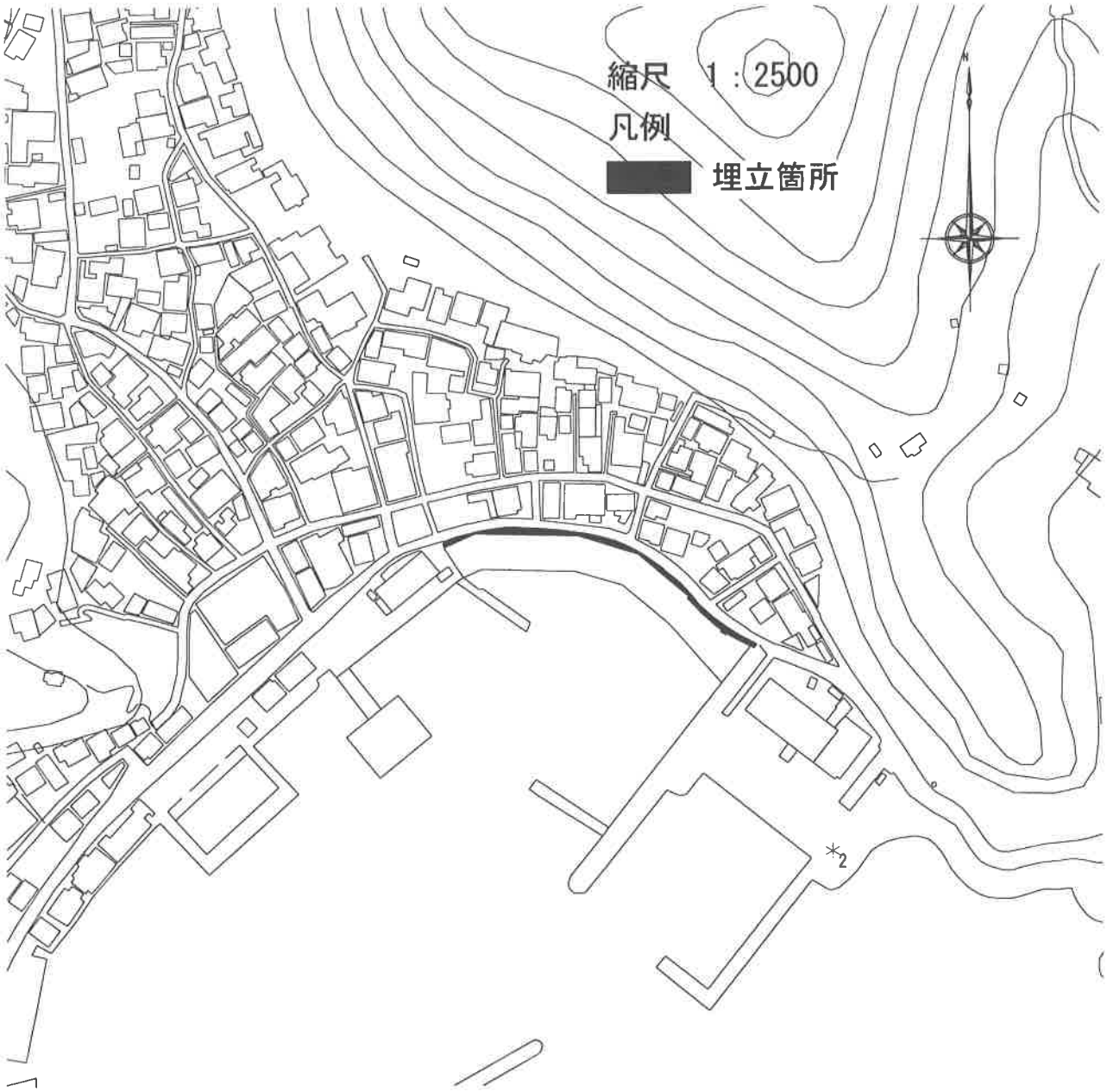

「参 考」

地　籍　図

凡 例

埋立箇所

縮　尺　1：1000

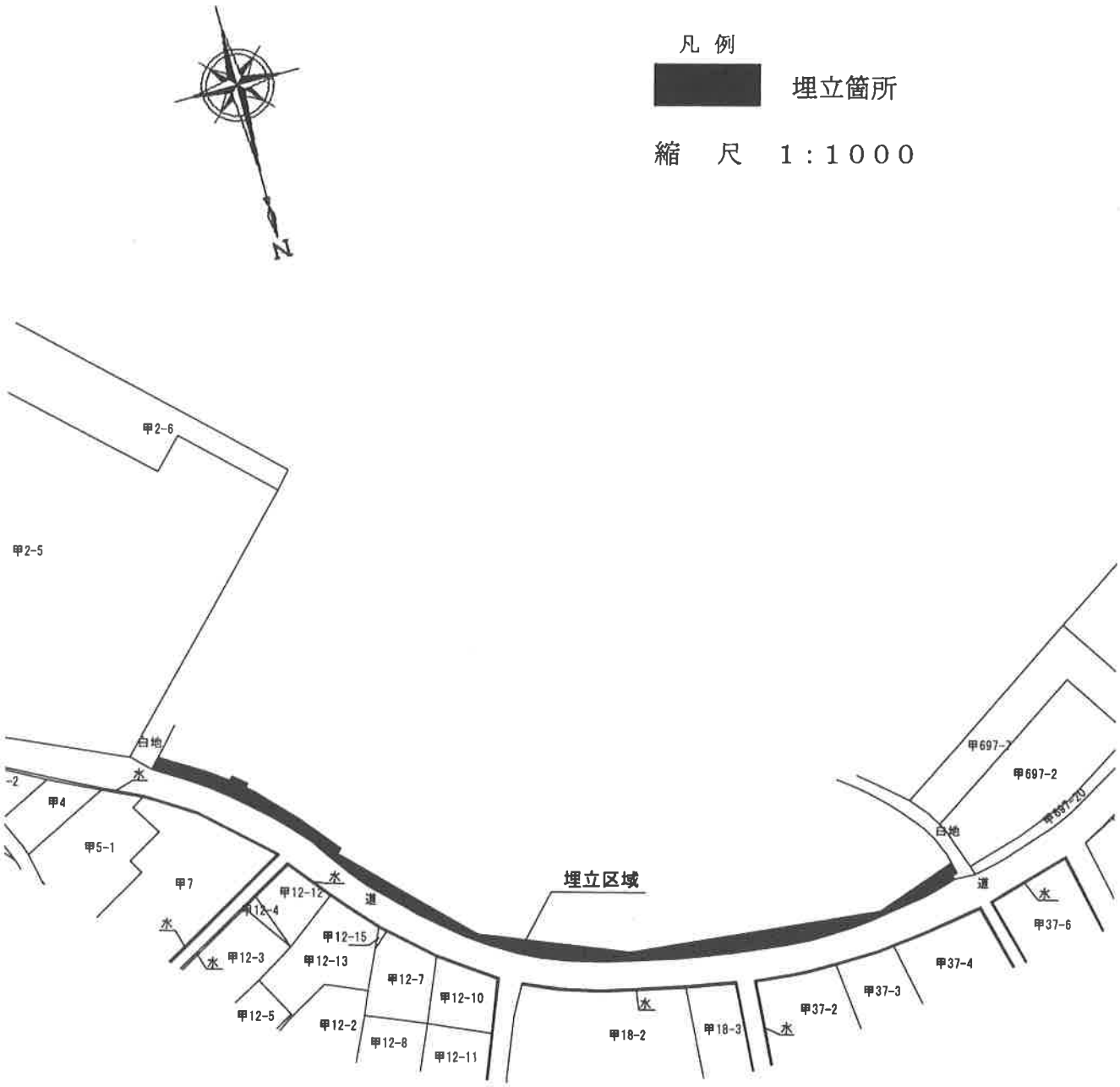

議会第４回議案第92号

平成28年度今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成28年度今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

提出書類

１　平成28年度　今治市水道事業決算書
　　水道事業報告書
　　キャッシュ・フロー計算書
　　収益費用明細書
　　固定資産明細書
　　企業債明細書

２　平成28年度　今治市公営企業決算審査意見書

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条　法第30条第１項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第６項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

議会第４回議案第93号

平成28年度今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、平成28年度今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

（単位　円）

		未処分利益剰余金
当該年度末残高		758,291,099
議会の議決による処分額		△758,291,099
	減債積立金への積立	△318,213,348
	建設改良積立金への積立	△273,365,494
	自己資本金への組入	△166,712,257
処分後残高		（繰越利益剰余金） 0

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条　地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

２　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条　法第32条第２項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

議会第４回議案第94号

平成28年度今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成28年度今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

提出書類

１　平成28年度　今治市工業用水道事業決算書
　　工業用水道事業報告書
　　キャッシュ・フロー計算書
　　収益費用明細書
　　固定資産明細書

２　平成28年度　今治市公営企業決算審査意見書

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条　法第30条第１項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第６項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

議会第４回議案第95号

平成28年度今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、平成28年度今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

（単位　円）

		未処分利益剰余金
当該年度末残高		55,365,321
議会の議決による処分額		△3,700,000
	建設改良積立金への積立	△3,700,000
処分後残高		（繰越利益剰余金） 51,665,321

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条　地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

２　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条　法第32条第２項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

議会第４回議案第96号

平成28年度今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成28年度今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

提出書類

１　平成28年度　今治市公共下水道事業決算書
　　公共下水道事業報告書
　　キャッシュ・フロー計算書
　　収益費用明細書
　　固定資産明細書
　　企業債明細書

２　平成28年度　今治市公営企業決算審査意見書

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条　法第30条第１項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第６項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

議会第４回報告第８号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・損害賠償額の決定及び和解について
・和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第18号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年６月９日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年３月９日午後１時47分頃、本市健康推進課職員が運転する市有軽四乗用自動車が、市道平山大野徳重線を直進し、市道喜田村新谷線との交差点（今治市新谷甲54番地１先）に進入したところ、左側から同交差点に進入してきた相手方所有の軽四貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損した。

３　損害賠償額　　支払額　164,700円
受取額　　15,000円

専決第19号

和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年６月28日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年５月25日午後５時10分頃、相手方が運転する軽四乗用自動車が、旧今治市立今治小学校屋内運動場駐車場に進入しようとしたところ、同駐車場入口に設置している車止め用ポールに接触し、同ポールが破損した。

３　損害賠償額　　受取額　70,200円

専決第20号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年７月６日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年５月18日午後０時50分頃、岡村港に向け航行していた第二せきぜんが右舷側に舵をとった際、甲板に駐車していた相手方所有の小型自動二輪車が同船の左舷壁に倒れ掛かり、同車両及びヘルメットが破損した。

３　損害賠償額　　支払額　43,740円

専決第21号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年７月11日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成28年12月３日午前11時10分頃、伯方認定こども園において、同園の職員が目を離した間に、相手方が園庭の滑り台の踊り場から転落し、左肘を負傷した。

３　損害賠償額　　支払額　1,470,916円

専決第22号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年７月26日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年７月７日午後２時頃、本市道路課職員が市道祇園榎橋線法面（今治市祇園町三丁目1292番地４先）において草刈機を使用して除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、近隣に駐車していた相手方所有の軽四乗用自動車を破損した。

３　損害賠償額　　支払額　95,375円

議会第４回報告第９号

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、平成28年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

平成29年９月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　公営企業資金不足比率　（単位　％）

特別会計の名称	平成28年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	― （資金不足なし）	20.0
今治市工業用水道事業会計	― （資金不足なし）	
今治市公共下水道事業会計	― （資金不足なし）	

２　提出書類

平成28年度　今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参　照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。